

# YOBOU

● ● ●  
-夜を安全にあそぼう-

企画書

## 勾当台公園の「夜のすがた」を知りたい。

公共空間を利活用した賑わいづくりにおいては、昼のイベントや親子連れ、ターゲットが明確なキラキラとした、いわゆる「理想的な日常の風景」を象徴する企画が多いです。公共空間の使い方は、昼間だけではないはずなのに、なぜか、夜を対象とした企画は、少ないと感じています。

一方で、公共空間は、東日本大震災発災時に、県内外からの来街者が身を寄せる、一時的な拠り所となりました。

もし、東日本大震災級の災害が起きたら、安全に、安心して一夜を過ごすことができるか。新しい公共空間をこれからつくり、みんなで作ろうとしている今だからこそ、誰も知らない「夜のすがた」をみんなで検証してみたいと考えています。

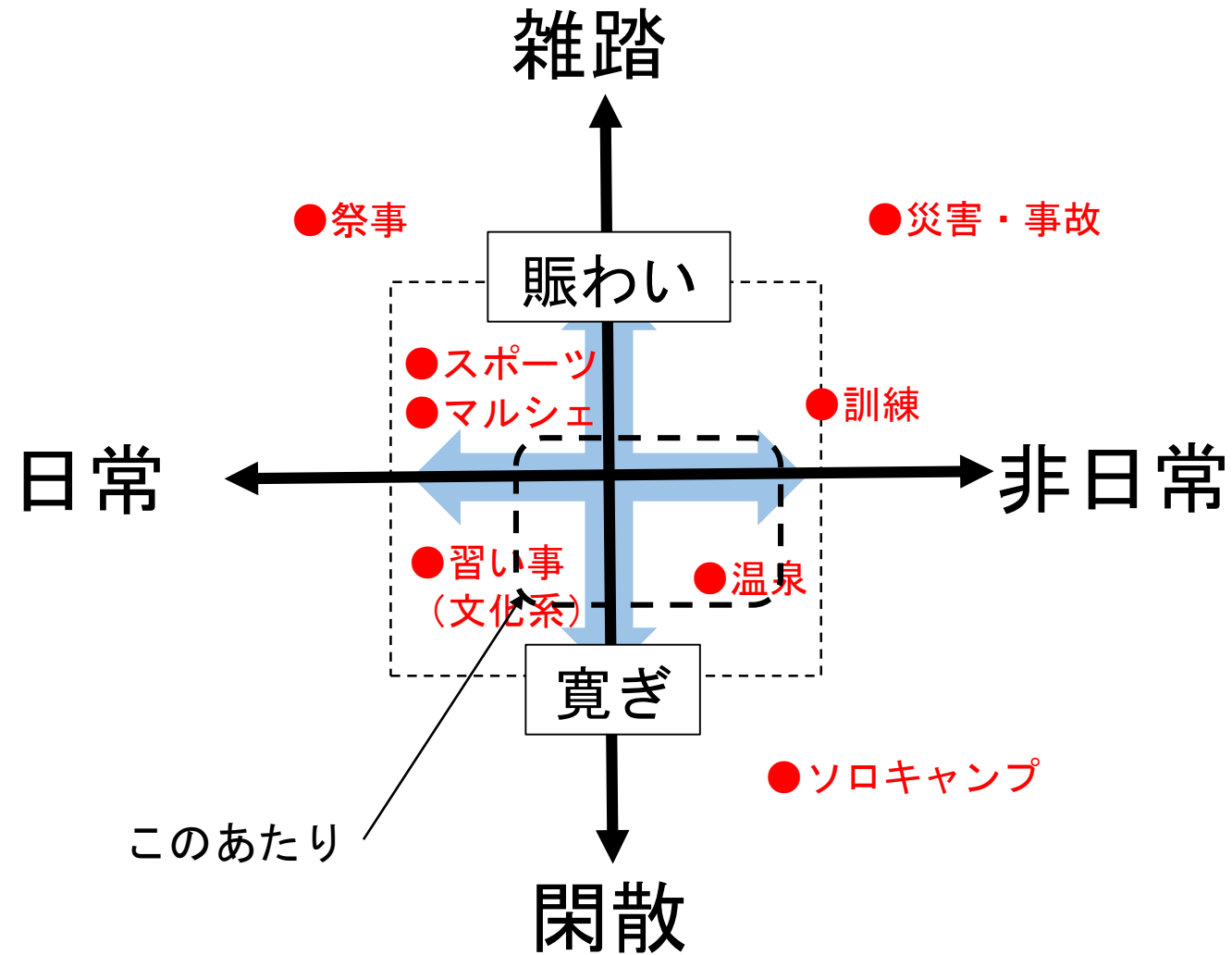


## 「趣味」以上、「訓練」未満。

出張などで県内外からの来街者が多く訪れる官公庁施設や、観光名所としても名高い定禅寺通等の地域資源が多いこのエリアがもっている

「偶発的な出会い」を大事にするため、ターゲットを絞りすぎない※こととしてしています。偶然その場に居合わせた人で過ごす体験から、非常時に活かされる物事があると考えます。

※東浩紀が『観光客の哲学』（2023年6月）や『訂正可能性の哲学』（2023年9月）の中で提唱した、開かれすぎず、閉じられすぎない共同体としての観光客を対象します。



## 自然を教場とみなして、安全に野営する。

防災教育は、自然環境，災害や防災についての基礎的・基本的知識を理解できるようにする災害時において危険を認識し，状況に応じて自らの安全を確保するための行動ができるようにすることを目的としています。

今回の野営では、参加者はボーイスカウト宮城県連盟の指導のもと、「防災学習ガイドブック」等を参考に、公園における野営テントをペグ等を用いずに安全に組み立てる方法や空き缶ランタン作成ワークショップ等を通じて、学んでいきます。これら1つ1つ向き合い、この環境や条件をどう判断したのかをワークショップや対話を通じてまとめていきます。



## ウェルビーイングな場で偶然に出会い、焚火を囲み対話する。

新しく生まれ変わろうとしている新庁舎の低層部には、近隣で働く人や市民が気軽に訪れることができ、偶然に誰かと出会い、憩える場が整備されます。

焚火は、所属組織や肩書を外して、自身と向き合ったり、他者と対話することを通じて、新たな気づきを得られる場をつくります。

仙台たき火ティーは、企業人事や人材系ビジネス、教育関係者などが集まり、人と組織、教育を考えることを目的に結成した勉強会が興りとなっています。コミュニケーションの在り方を研究する中でたどり着いた表現の一つとして「火を囲みながら対話する」手法に行きつき、この活動の名称を「仙台たき火ティー（たき火 × コミュニティー）」と名付け、普段は、人と人をつなげる「対話の会」を定期的を開催しています。

活動目的は、焚火を「人の集まる輪」の象徴と「対話を円滑にする装置」として利用しており、キャンプファイヤーのように盛大に火を焚き上げることやお祭り騒ぎを目的としておりません。焚き火を囲みながら「ゆっくり、静かに対話する時間」を大事にし、参加者がじっくりと火に向き合って、他人や自分の心の声に耳を澄ませる場づくりを目的としています。

## **防犯デザインの観点から、公共空間の安全性を検証する。**

予め犯罪を防ぐ（予防：YOBOU）ための公共空間のデザインを検証するため、防犯デザイン研究所の協力のもと、勾当台公園周辺を対象として調査します。犯罪は起きる前に空間デザインで予防する時代へ。

『防犯デザイン研究所』は、犯罪の原因を犯行現場となる「空間（場所、環境）」に着目し、犯罪の機会を与えない空間づくりによって、犯罪を未然に防ぐことを目的としています。あらゆる場作り・物作りに犯罪予防を導入することで、犯罪のない社会の実現を目指します。そのために、犯罪が起きない空間を作ること、犯罪の機会を与えず犯罪を減らしていきます。

## 概要

企画名：YOBOU 夜を安全にあそぼう（野営と焚火の対話会）

企画運営：(株)都市設計、仙台たき火ティーマ（非営利団体）

ボーイスカウト宮城県連盟、防犯デザイン研究所等

参加費：無料（どなたでも参加できます）

開催場所：勾当台公園内（円形広場付近）

開催日時：令和5年11月10日（金）18：00～11月11日（土）7：00頃まで

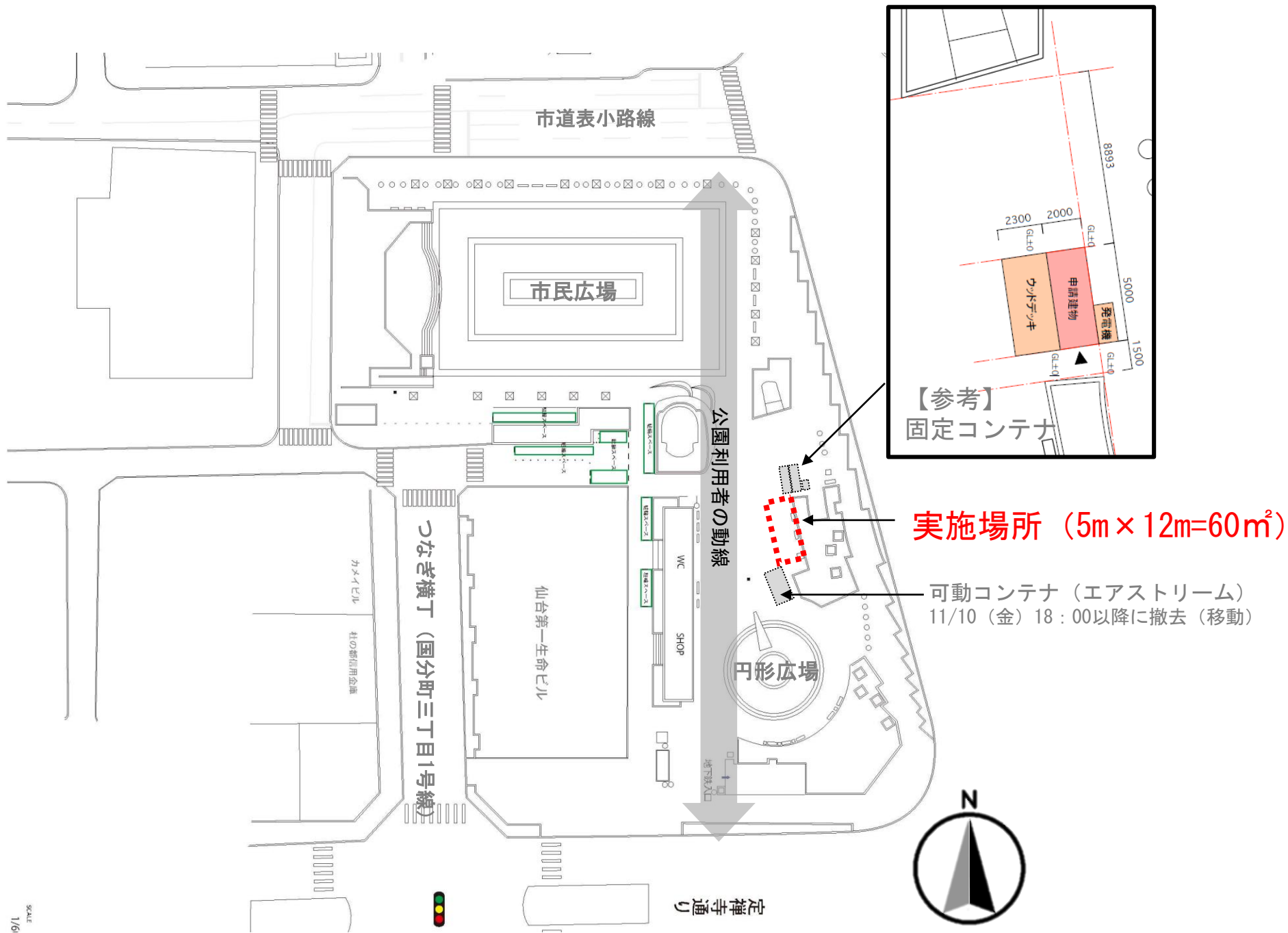
参加予定数：15～20名程度（想定）

火気使用責任者：(株)都市設計 氏家滉一（甲種防火管理者）

## 備考

当企画は、仙台市（財政局本庁舎整備室）が、勾当台公園市民広場、市道表小路線及びつなぎ横丁（国分町三丁目1号線）において、令和5年11月3日（金）から11月12日（日）まで実施する社会実験の一部として、主催者が実験的に行うものであり、仙台市及び各管理者等と協議の上で実施するものである。

# 位置図

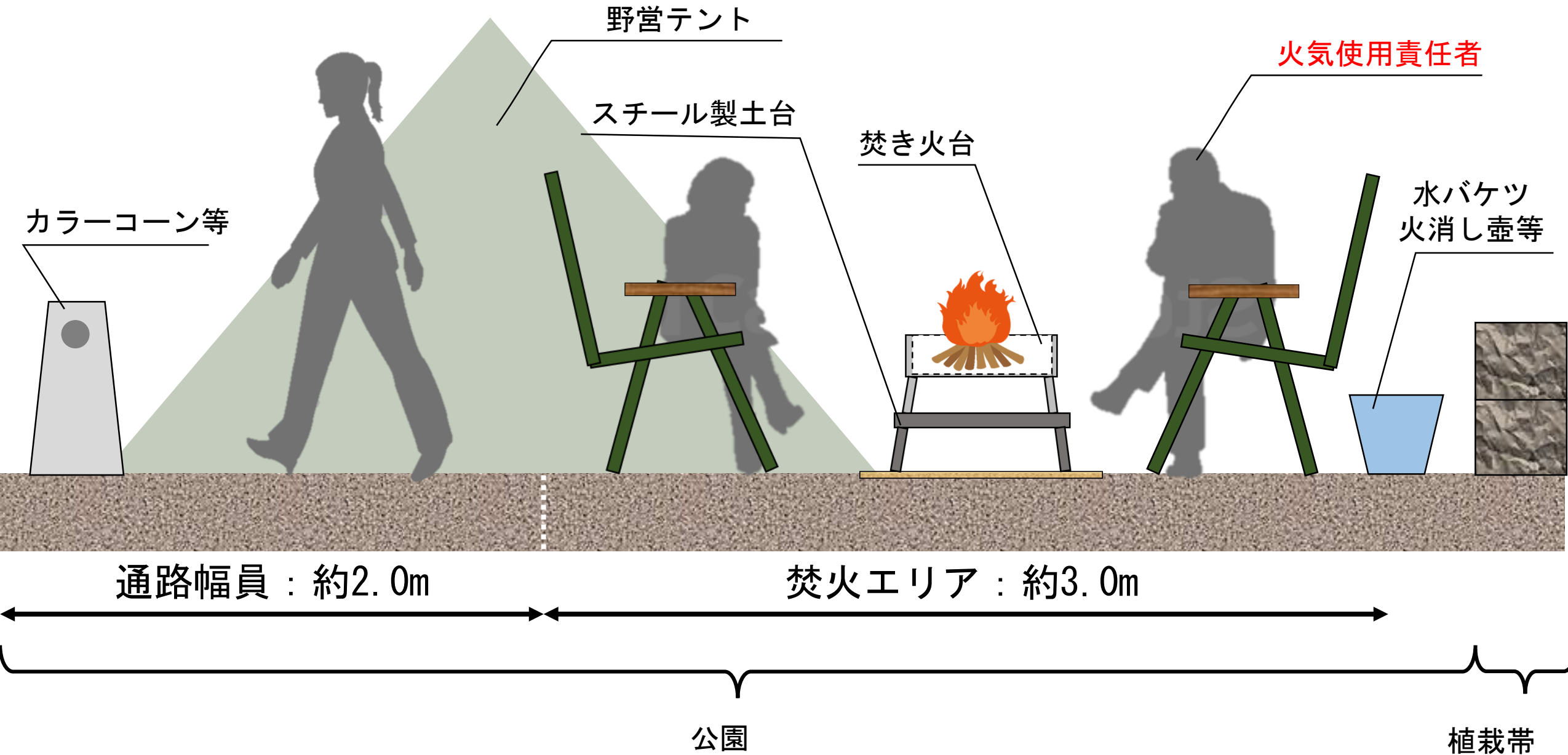


実施にあたっては、公園利用者や通行人の妨げにならない位置で実施する。

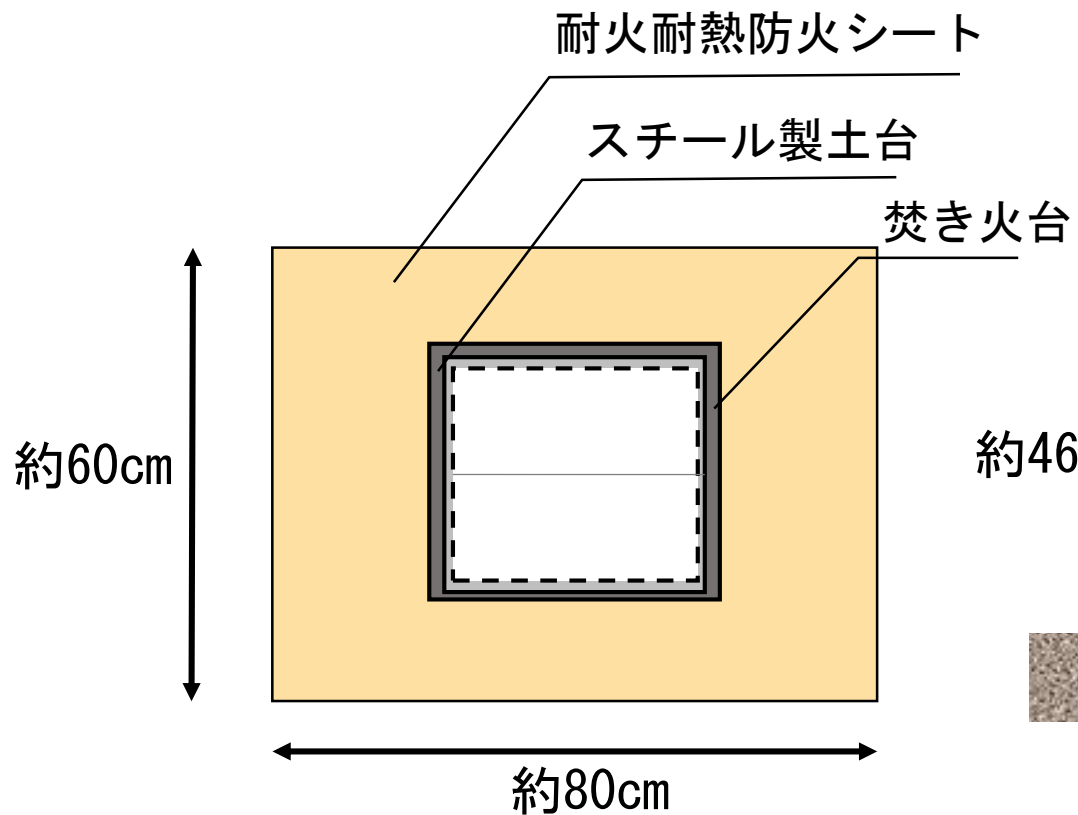




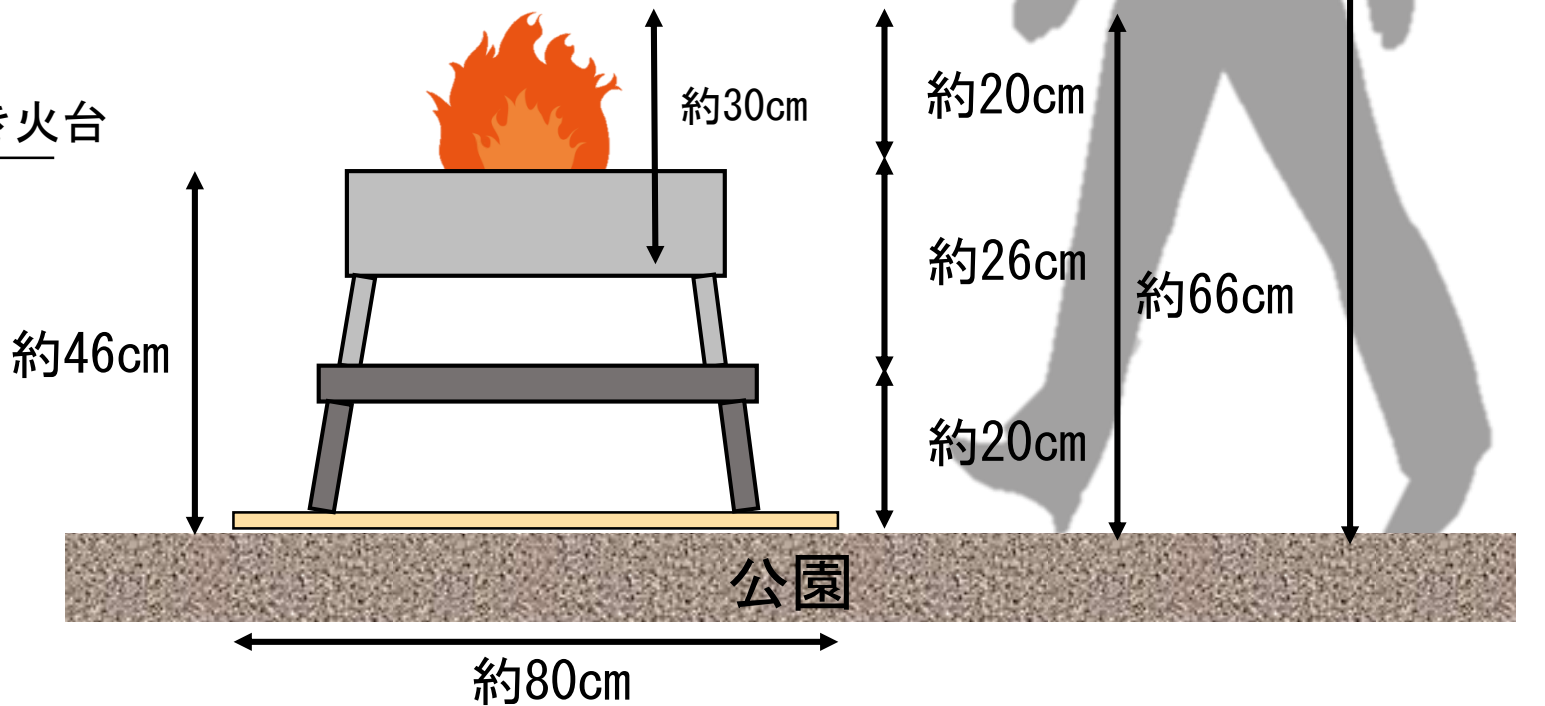
# 断面図



# 設置機材の詳細（伏図、立面図）



伏図

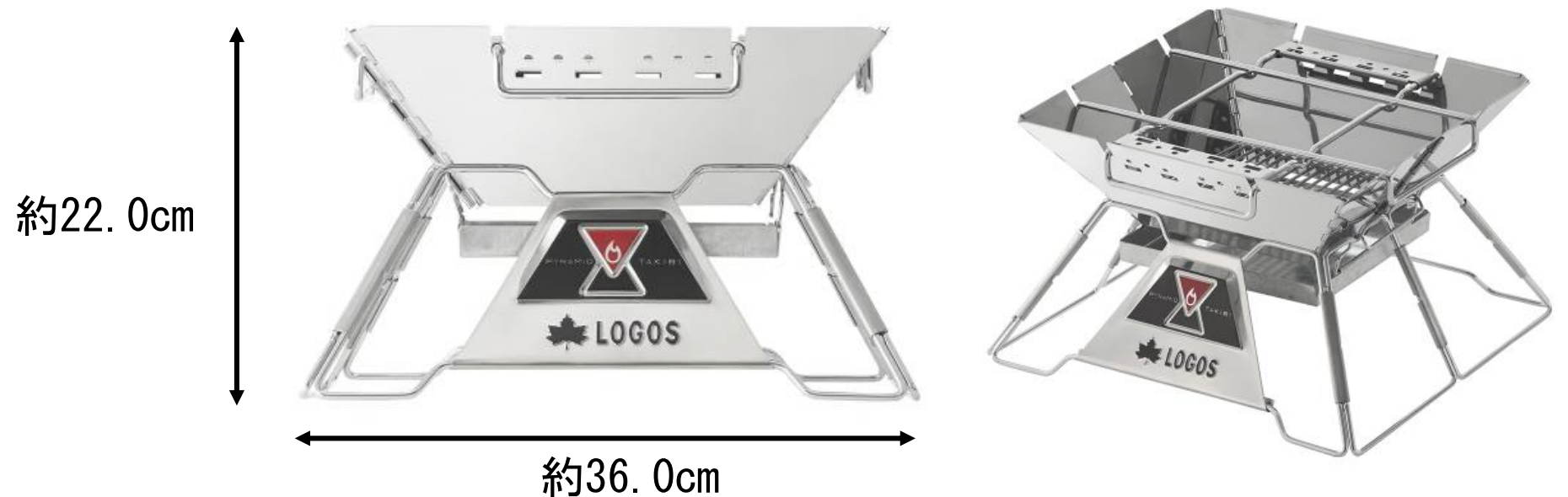


立面図

# 焚火 | たき火台

メーカー名	LOGOS	日本製
商品名	the ピラミッドTAKIBI (Mサイズ)	
寸法 (概寸)	36.0cm × 35.0cm × 22.0cm	組立時の大きさ
本体重量	約2.2kg	
主な素材	本体：ステンレス、五徳：スチール	
付属品	五徳 (13.5cm)	※今回は、不使用

※使用時は、焚き火台 (本体) の下に、土台を設置して使用する。



## 焚火 | たき火の保護材

項目	寸法	メーカー等	数量	備考
耐火耐熱防火シート	60cm × 80cm	Fieekty	1枚	耐熱1300℃
スチール製土台	50.0cm × 26.5cm × 20.0cm		1台	
コンクリートブロック（土台）	12.0cm × 19.0cm × 39.0cm		6個	スチール製土台を使わない時に代用

## 焚火 | 安全管理

項目	数量	備考
消火器（又は消火剤）	1基	同等品
スウェーデンマッチ「FIRELIGHTERS」	2箱	着火時に使用
火消し壺（又は水バケツ）	1台	消火時（鎮火時）に使用

## 野営 | 使用機材

項目	数量	備考
野営用テント（既製品）	3張	ボーイスカウト宮城県連盟の所有物
空き缶ランタン（製作キット）	10個	ボーイスカウト宮城県連盟の所有物
カセットコンロ（既製品）	2基	幅約33cm×奥行約27.4cm×高さ約8.6cm 最大発熱量 3.5kw (3000kcal/h)
カセットボンベ	3本	予備含む。未使用品は火気から離して保管。
風除け（三方囲い）	2基	適宜

### <特記事項>

- ・カセットコンロは、防災学習ワークショップでお湯等を沸かすために使用する。



# 当日の運営方法

※火気使用責任者または代理人が不在の場合は、実施しない。

## ①準備

- ・火気使用責任者が実施場所周辺を点検・清掃して、焚き火セットを会場に設営する。
- ・「屋外における火気の規制事務処理要綱」第3条第一号（ア）～（ウ）に基づき、実施の可否を判断する。
  - （ア）強風注意報が発令されたとき（風速13/s以上になると予測される時）
  - （イ）乾燥注意報が発令されたとき  
（実効湿度65%以下、最小湿度45%以下、風速7m/s以上の3条件がともに予想される時）  
（実行湿度60%以下、最小湿度35%以下の2条件がともに予想される時）
  - （ウ）周囲の状況、風勢等から火災発生の危険が大であると認められる時。

## ②着火・開始

- ・着火剤等は、火気使用責任者が行い、薪をくべる際や火の大きさなどに注意ながら開催する。
- ・火気使用場所の近くに、消火器、火消し壺（または水バケツ）を設置する。

## ③終了・片付け

- ・火気使用責任者は火消し壺等で適切に炭を処理する。
- ・火気使用責任者が実施場所周辺を点検・清掃して、終了する。（原形復旧）



## 注意事項等

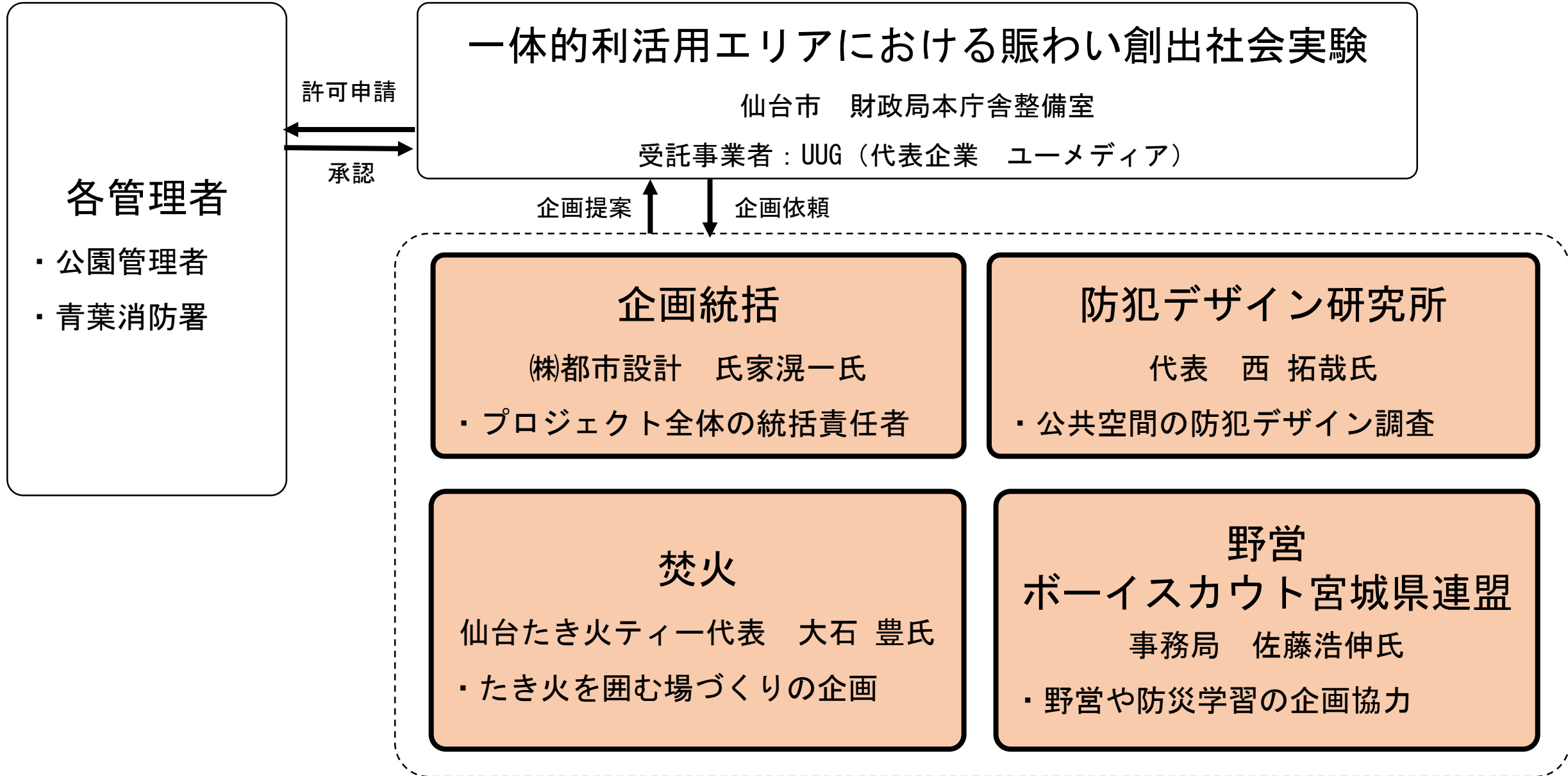
### 主催者に関すること

- ・ 火気使用責任者または代理人が不在の場合は、当企画を実施しないこと。
- ・ 主催者は、当該エリア内で喫煙する者を発見した場合は、注意を促し、他の喫煙スペースを案内すること。
- ・ 周辺の植栽や落ち葉等、燃えやすく引火しやすいものに注意して実施すること。
- ・ 実施終了後は、周辺の清掃を行い、原形復旧すること。

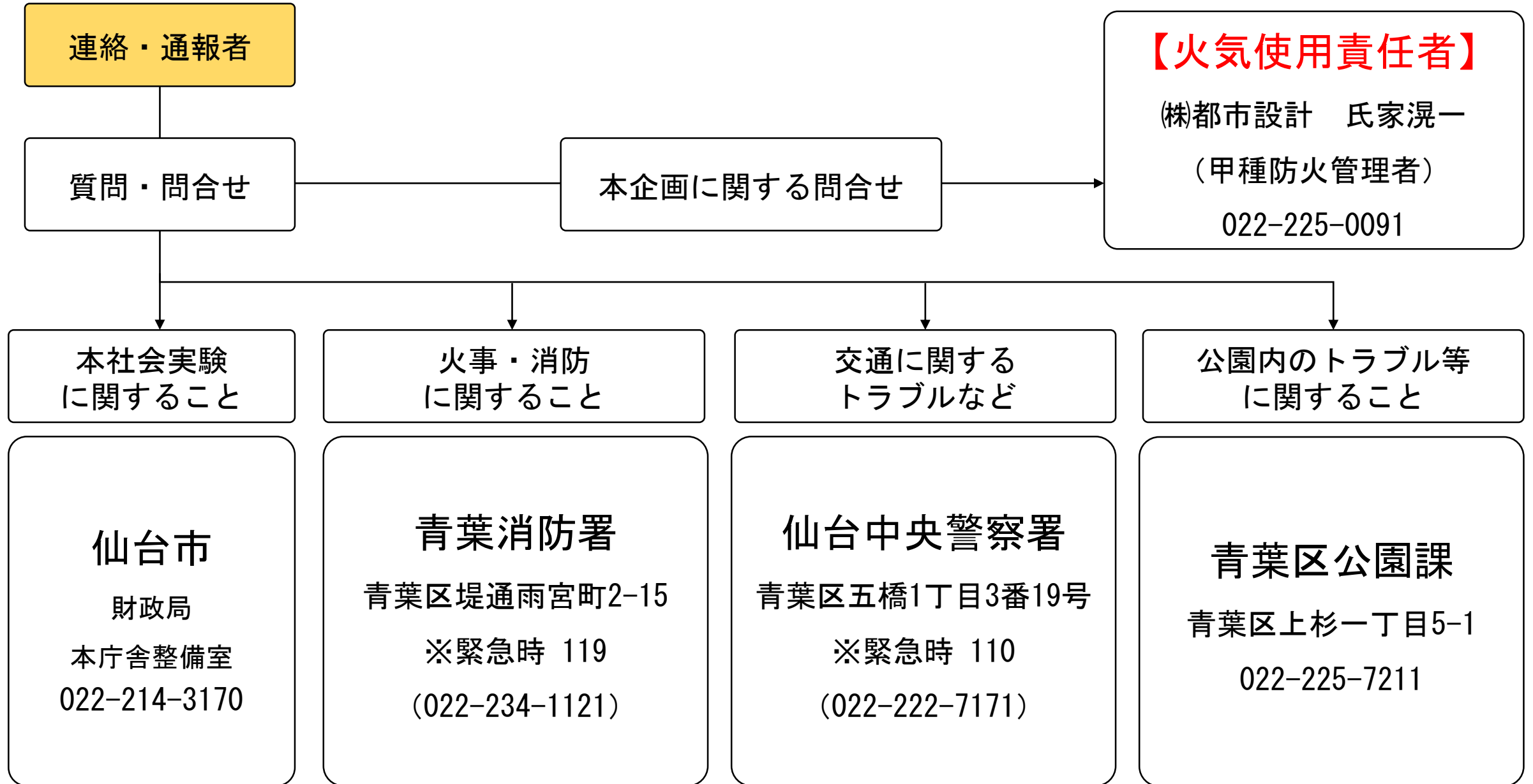
### 利用者に関すること

- ・ 参加にあたっては、当該エリア内での喫煙は禁止です。
- ・ 飲酒や飲食の際は、他の利用者に迷惑のならないように注意し、マナーの範囲内で利用すること。
- ・ 公園利用者や通行人の迷惑になる行為は避け、互いに注意し、安全に徹すること。

# 実施体制



# 緊急時連絡体制表



## 実施までの手続き

財政局本庁舎整備室及びUUG等と本企画について事前協議

関係管理者との事前協議

青葉区公園課へ「公園行為許可」を申請

青葉消防署（予防課に事前相談して警防課管理係）へ「火煙発生届出」を申請

企画実施（11/10～11/11）

# 参考資料 | 関係法令等

## 総務省消防庁「消防法」(昭和23年)

### 第3条

消防長、消防署長その他の消防吏員は、屋外において火災の予防に危険であると認める行為者又は火災の予防に危険であると認める物件若しくは消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件の所有者、管理者若しくは占有者で権原を有する者に対して、次に掲げる必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第一号 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具（物件に限る。）又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具（物件に限る。）の使用その他これらに類する行為の禁止、停止若しくは制限又はこれらの行為を行う場合の消火準備

## 仙台市消防局「仙台市火災予防条例」(昭和48年3月27日)

### 第57条（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）

次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめその旨を所轄消防署長に届け出なければならない。

第一号 火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為

## 仙台市消防局「屋外における火気の規制事務処理要綱」(昭和58年6月18日)

### 第2条（火煙発生届）

消防署長は、条例第57条第1号の規定に基づく火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為の届出